

## 中核機関設置の在り方について（案）

令和4年度から権利擁護支援における中核を担う機関（中核機関）を地域包括ケア推進課内に直営として設置する。

### 中核機関の業務

- ・ 権利擁護における相談業務を実施。一般市民からの相談の他、権利擁護支援における2次的な相談機関として1次相談機関の相談に対応する（2次相談を主とする）。
- ・ 中核機関における4つの機能の実施（権利擁護支援における広報、相談、利用促進等。下記参照）
- ・ 権利擁護支援等推進協議会等、会議体の運営 等

※1次相談機関…地域包括支援センター、障害者総合相談窓口、さーくる等、高齢者や障害者、生活困窮などの各分野における専門の相談窓口等を指す。

中核機関における4つの機能（船橋市の実施内容）

### ① 広報・啓発

成年後見制度などの市民向け講演会に加え、専門職に向けた研修や啓発活動等も検討。

### ② 相談機能

中核機関設置と共に実施。会議体（ネットワーク）の活用により困難な事例にも対応する体制をつくる。

### ③ 利用促進機能

申立ての判断等を会議体で検討する。受任調整、人材育成については段階的に検討。

### ④ 後見人支援機能

弁護士等による専門職相談や親族後見人の相談支援体制を検討。

※令和4年度は①広報・啓発、②相談機能を優先して実施

## 啓発、研修等の体系

### 一般市民向け講演会

- ・ **成年後見制度講演会** 年2回 【継続事業】  
成年後見制度の普及啓発のため、講演会を実施。
- ・ **市民後見人養成講座** 年1回 【継続事業】（所管 障害福祉課）  
現在は障害分野で実施。今後の在り方については中核機関設置後、庁内で調整予定。

制度の周知  
普及啓発

人材育成

### 専門職向け研修

- ・ **権利擁護に関する研修** 年1回 【新規事業】  
地域の司法、医療、福祉の専門職に向け、権利擁護に関する啓発等を実施。権利擁護支援の啓発、成年後見制度、意思決定支援等の研修等を行う。

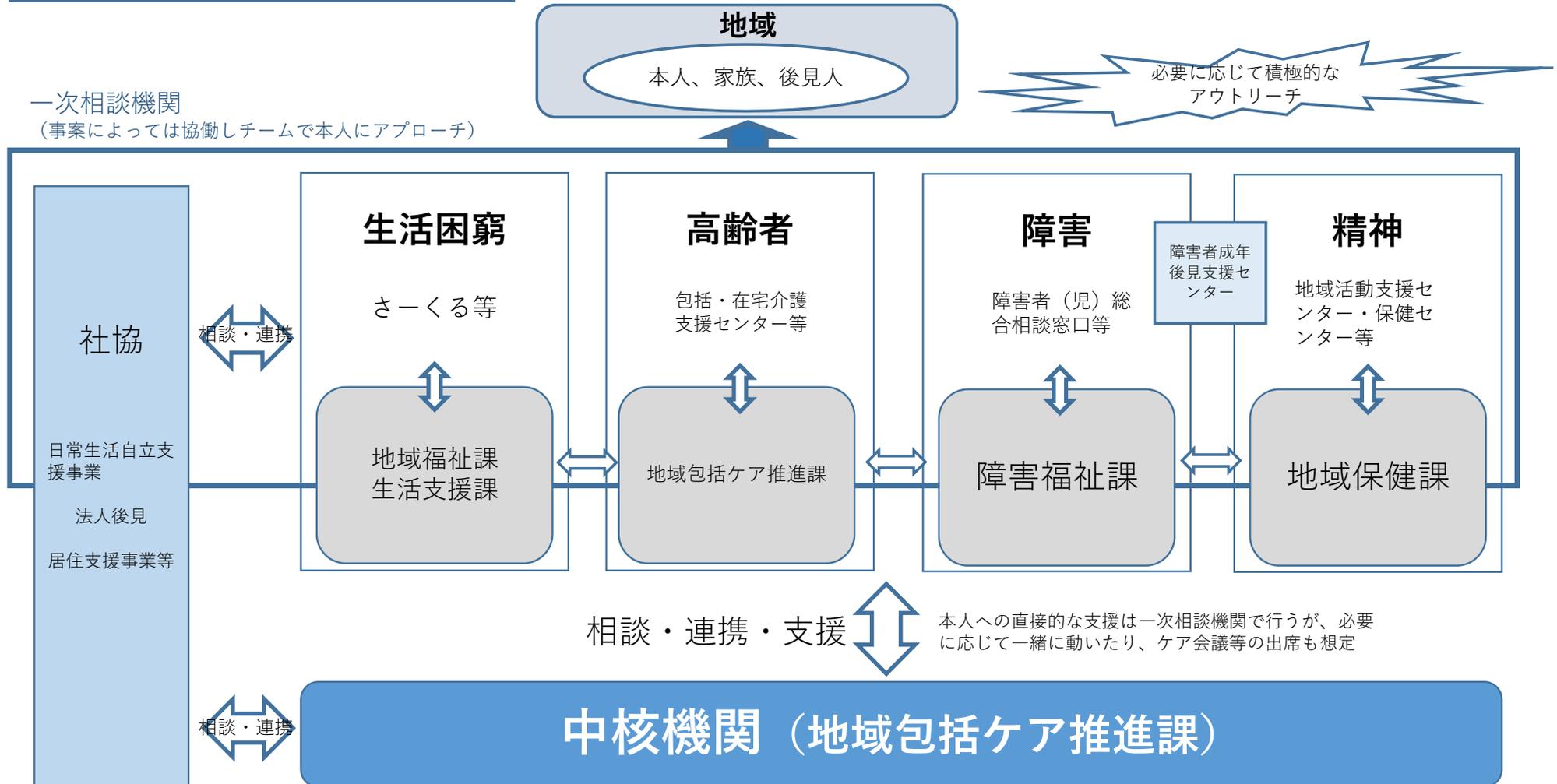
対象者：一次相談機関の専門職や専門職後見人などを対象

人材育成

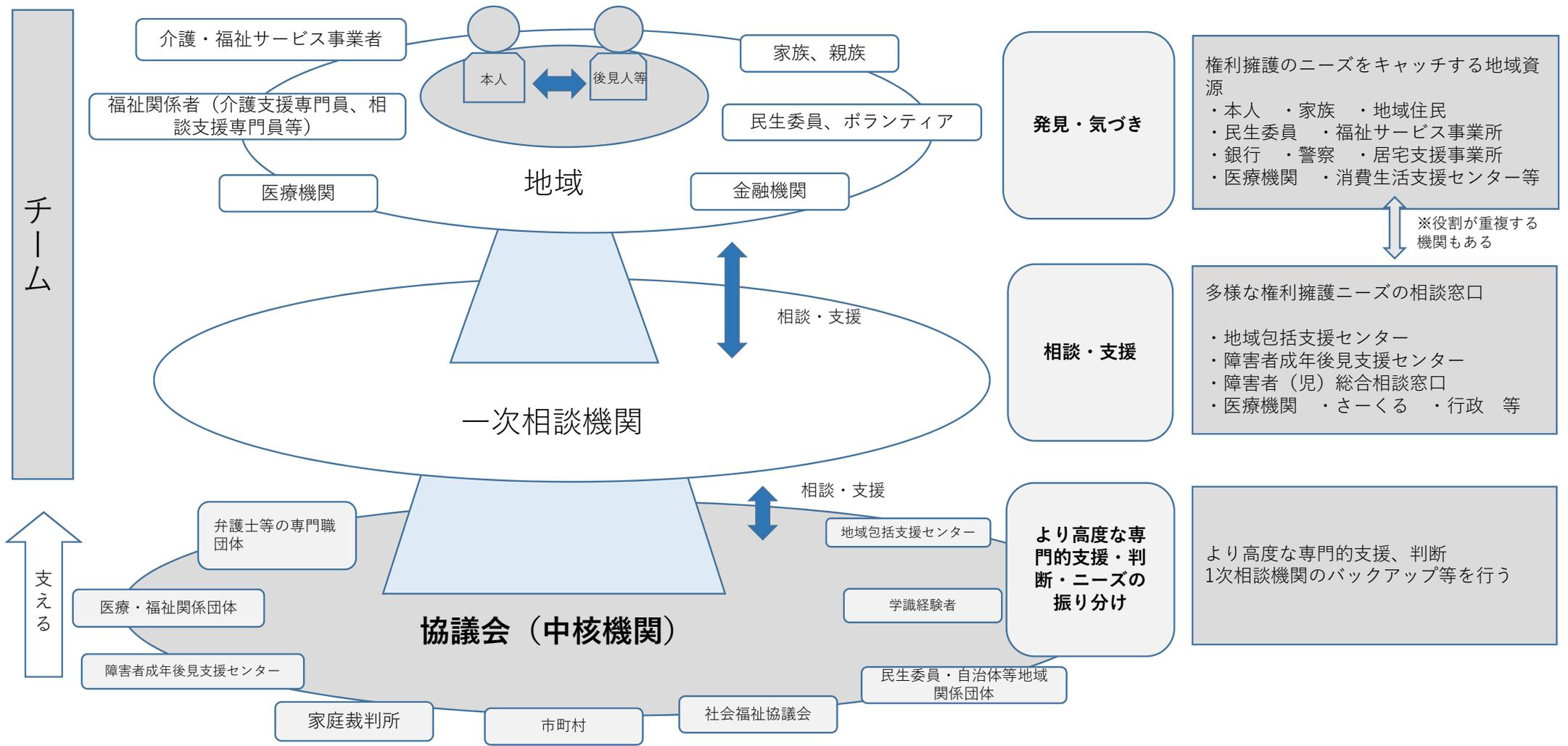
制度の周知  
普及啓発

後見業務の  
質の向上

# 相談の体系図（庁内のイメージ）



# 船橋市における地域連携ネットワークのイメージ図



## 中核機関設置に向けた協議会や会議体の在り方について（案）

### 権利擁護支援等推進に関する会議体

#### 権利擁護支援等推進協議会 年2回実施

##### 構成員：

学識経験者、弁護士をはじめとする専門職と  
庁内関係各課

（来年度に医師が参画予定。他の委員については要検討。例 包括職員や民生委員など）

##### 会議内容：

- ・ 中核機関の運営に関すること
- ・ 権利擁護支援に関すること
- ・ 地域連携ネットワークに関すること
- ・ 成年後見利用促進に関すること
- ・ 中核機関取り組みの報告

#### 権利擁護支援定例会議 (3か月／1回)

##### 構成員：

弁護士等専門職と事例提出課。協議会を縮小したイメージ。

##### 会議内容：

- ・ 権利擁護支援方針の検討
- ・ 成年後見利用の判断
- ・ 市長申立ての判断
- ・ 困難事例検討
- ・ ネットワークや役割分担について
- ・ 後見人支援、受任調整について

#### 専門職相談

(年間12回)

後見人や支援者向けを検討  
臨時開催

# 船橋市権利擁護支援等推進協議会（案）

船橋市の成年後見利用促進基本計画および権利擁護支援に関するネットワーク会議

## ・現構成員

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、船橋市障害者成年後見支援センター、精神保健福祉士、社会福祉協議会

令和4年以降 医師が参画予定

その他追加が考えられる委員：地域包括支援センター、民生委員、生活困窮に係る機関、当事者団体、消費生活センターなど →今後検討を行う

開催頻度：年2回

会議内容：船橋市内の権利擁護に係るネットワーク形成のための会議。中核機関の取り組みの報告や権利擁護支援の状況等について話し合いを行う。また、成年後見利用促進基本計画の進捗管理を行い、権利擁護支援の課題に対して対応策の検討や、事例をもとにした制度変更等の検討を行う。

- ・地域連携ネットワークに関すること
- ・成年後見利用促進に関すること
- ・中核機関取り組みの報告
- ・権利擁護支援に関すること
- ・中核機関の運営に関すること

# 権利擁護支援定例会議（仮称）（案）

権利擁護支援における支援方針の検討や困難事例の検討、相談、成年後見制度利用の判断や成年後見市長申立ての判断等行う会議。弁護士をはじめとする専門職の助言を受けながら様々な機関と連携、役割分担を行いながら、対応について検討する。

## ・会議の参加メンバー

弁護士等の専門職、事例提出者（市担当課や一次相談機関を想定）、中核機関職員、連携関係部署、社会福祉協議会等。内容によりメンバーを選出、協議会よりも少人数で実施を想定。支援者が助言を受けたり、連携を確認する会議。

開催頻度：3か月/1回

会議内容：

- ・権利擁護支援方針の検討、成年後見利用の判断、困難事例検討  
関係各課または一次相談機関から事例提出（包括、さーくる、ふらっと、オアシス等）
- ・ネットワークや役割分担について
- ・成年後見市長申立ての判断  
市長申立ての判断が適正かどうかを確認する
- ・後見人支援、受任調整について  
中核機関の実施状況を踏まえながら実施を検討。

## 専門職相談（案）

司法等に関する専門的な相談に対応するため、弁護士等の相談支援体制を整備する。

開催頻度：年間/ 12回（臨時開催）

活用方法：

- ・複雑な権利擁護の問題に対して、専門職（弁護士など）に相談できる体制を整備。相談の内容は権利擁護全般に関すること、成年後見制度利用の判断、遺言、相続、消費者被害などを想定。親族後見人（中核機関が介入し、専門的な助言が必要なケース）、支援者（一次相談機関）、中核機関からの相談を受ける。
- ・司法における専門的な助言の他、権利擁護支援定例会議を補完する形で活用を想定。また、緊急で権利擁護支援の判断が必要な時などに活用する。